

## 順天湾国際庭園博覧会「国家の日」企画運営等業務委託仕様書

### 1 業務名

順天湾国際庭園博覧会「国家の日」企画運営等業務

### 2 目的

2023年の「順天湾国際庭園博覧会」開催に伴い、期間中に行われる「国家の日」イベントにおいて、全羅南道および韓国国民に対し、佐賀県の認知度・親近感の向上を図るとともに、佐賀県の観光や物産等のPRを行う。

### 3 履行期間

契約締結日から令和5(2023)年11月30日(木)まで

### 4 業務内容

#### (1) 企画・管理等

##### ① 概要

- ・ 下記4(2)「国家の日」開催にかかる企画や業務の進行管理等を行う。

##### ② 条件

- ・ 本業務について実施責任者を配置すること
- ・ 事業実施にあたっては県と定期的に協議を行うこととし、協議の内容に基づき県の関係所属等との調整を行うこと

#### (2) 「国家の日」開催

##### ① 概要

- ・ 開催期日：令和5(2023)年10月29日(1日)
- ・ 会場：順天湾国際庭園博覧会(韓国・全羅南道)
- ・ 参加者：順天湾国際庭園博覧会来場者
- ・ 主な内容：[1] ステージでの伝統芸能公演、ペア航空券抽選会  
…伝統芸能は佐賀県の太鼓や浮立等賑やかなものとする。  
抽選会はゆるキャラにじゃんけんで勝った者が参加とする。

[2] 佐賀県 PR ブース設置 (ステージ右手)

…佐賀酒、嬉野茶、みかんジュース試飲

県ゆるキャラがノベルティ配布

観光パンフレット配布

② 公演内容

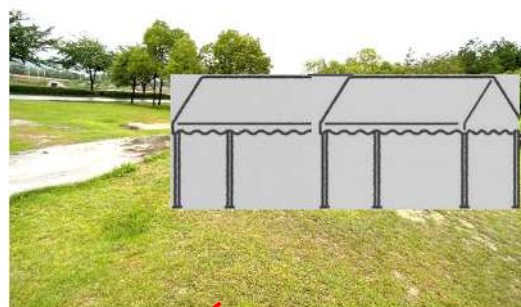
時間	所要	内容
13:30~15:30	120'	公演リハーサル
15:30		公演開始
15:30~16:10	40'	公演
16:10~16:20	10'	航空券抽選会
16:20~16:30	10'	当選発表
16:30~16:35	5'	閉会

③ 会場写真

(1)公演ステージ



(2)PR ブース設置場所(ステージ右手)



ステージ正面

#### ④ 会場詳細

##### (ア) 公演ステージ

- ・ステージ面積：224 m<sup>2</sup>
- ・観客：約 300 名
- ・音響設備あり
- ・司会者・通訳あり
- ・スクリーンなし

##### (イ) PR ブース

- ・3m×4m テントあり
- ・テントは2張りを想定
- ・火器類使用禁止
- ・電源（コンセント）あり

参考：タンザニアの「国家の日」



#### ⑤ 特記事項

- ・ 現地での対応を含めた本業務の実施責任者を配置すること
- ・ 会場やレセプションの開催・進行に必要な手配を行うこと
- ・ 「国家の日」の運営に必要な人員を用意すること
- ・ 佐賀県の観光地、県産品及びエアラインなどを紹介・体感できるブースを設営すること

- ・ 佐賀県の伝統芸能等のアトラクションを手配すること
- ・ 日本からの PR 資材などの輸送にかかる一切の業務を行うこと
- ・ 「国家の日」の主な内容[1][2]は素案であるため、効果的な演出について企画提案を行うこと
- ・ 着ぐるみスタッフ（中の人）を手配すること
- ・ 航空券、記録カメラマンの手配は不要とする

## 5 委託料の支払い

完了払

## 6 成果物

本業務の実施内容、観覧者数などの各種実績及び当日の様子が分かる写真などを盛り込んだ業務完了報告書を紙媒体（1部）及びデータにて提出すること。

## 7 留意事項

- ・ 仕様書に明示のない事項、又は、業務上疑義が生じた場合は、県と協議して業務を進めるものとする。
- ・ 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- ・ 使用料、出演料、謝礼、機材、設備、資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- ・ 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- ・ 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うこと。
- ・ 受託者が本業務により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）及び購入備品の所有権は県に帰属するものとする。県はこれらの制作物（写真、イラスト、ロゴ、データ等）や備品を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。

- ・ 本事業の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、本事業の一部について、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先を申請し、県と受託者の協議により県が認めた時は第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任は受託者が負うものとする。
- ・ 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないよう万全の注意を払うこと。また、個人情報を取り扱うに当たっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。